

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

熊本県教育委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

熊本県教育委員会規則第5号

熊本県教育委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則（熊本県教育委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式、別記第4号様式、別記第4号の2様式及び別記第4号の3様式中
「この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県教育委員会に対して異議申立てをすることができます。」
「この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県教育委員会に対して異議申立てをすることができます。この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。」

改める。

別記第11号様式中

「なお、この通知に係る開示決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県教育委員会に対して異議申立てをすることができますが、開示を実施する日の前日までに異議申立てがないときは、開示されることとなりますので御承知ください。」
「なお、この通知に係る開示決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県教育委員会に対して異議申立てをすることができますが、開示を実施する日の前日までに異議申立てがないときは、開示されることとなりますので御承知ください。」
また、この通知に係る開示決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。」

改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

熊本県教育委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

熊本県教育委員会規則第6号

熊本県教育委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則（熊本県教育委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

第4条各号列記以外の部分中「第29条第3項」を「第25条の5第2項」に改め、同条第1号及び第2号中「是正の申出」を「利用停止請求」に改める。

第5条第3項中「第29条第3項」を「第25条の4第2項」に、「是正の申出」を「利用停止請求」に、「第30条」を「第25条の7第2項及び第3項」に改める。

第6条中「第16条第8号」を「第16条第2号」に改める。

第7条第5項中「第19条第6項」の次に「及び第7項」を、「事項は」の次に「、開示請求に係る個人情報記録されている行政文書の表示」を加え、「、開示請求者以外の者に係る情報の内容」を削り、同条第6項及び第7項中「第19条第6項」の次に「及び第7項」を加え、同条第8項中「第19条第7項」を「第19条第8項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（条例第19条の2第1項の規定による通知書）

第7条の2 条例第19条の2第1項の規定による通知書は、別記第8号の2様式（開示請求事案移送通知書）によるものとする。

第13条の次に次の5条を加える。

（条例第25条の2第1項の規定による通知書）

第13条の2 条例第25条の2第1項の規定による通知書は、別記第13号の2様式（訂正請求事案移送通知書）によるものとする。

（条例第25条の3の規定による通知書）

第13条の3 条例第25条の3の規定による通知書は、別記第13号の3様式（個人情報訂正実施通知書）によるものとする。

（条例第25条の5第1項第4号の実施機関が定める事項等）

第13条の4 条例第25条の5第1項第4号の実施機関が定める事項は、利用停止請求を

しようとする者が法定代理人である場合は、本人の氏名及び住所、本人が未成年者であるか又は成年被後見人であるかの別並びに本人に代わって利用停止請求をする理由とする。

2 利用停止請求書は、別記第13号の4様式（自己情報利用停止請求書）によるものとする。
（準用）

第13条の5 第12条の規定は、利用停止請求をしようとする者について準用する。
（条例第25条の7の規定による通知書）

第13条の6 条例第25条の7第2項の規定による通知書は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 個人情報の全部を利用停止する旨の決定 別記第13号の5様式（個人情報利用停止決定通知書）

(2) 個人情報の一部を利用停止する旨の決定 別記第13号の6様式（個人情報部分利用停止決定通知書）

2 条例第25条の7第3項の規定による通知書は、別記第13号の7様式（個人情報利用不停止決定通知書）によるものとする。

3 条例第25条の7第4項において準用する条例第19条第5項後段の規定による通知書は、別記第13号の8様式（自己情報利用停止請求決定期間延長通知書）によるものとする。

第16条及び第17条を次のように改める。

第16条及び第17条 削除

第20条中「第41条」を「第42条」に改める。

別記第1号様式中「法人その他の団体」を「法人」に、

「

| |
|----|
| 住所 |
|----|

」を「

| | |
|----|--------------|
| 住所 | (電話番号() -) |
|----|--------------|

」に改める。

別記第2号様式中

「

| |
|----------------|
| 開示請求に係る個人情報の内容 |
|----------------|

」を「

| | |
|------------------------|--|
| 開示請求に係る個人情報の内容 | |
| 開示する個人情報に係る個人情報取扱事務の目的 | |

」に

「電話番号」を「電話番号() - 」に改める。
別記第3号様式中

「

| |
|----------------|
| 開示請求に係る個人情報の内容 |
|----------------|

」を「

| | |
|------------------------|--|
| 開示請求に係る個人情報の内容 | |
| 開示する個人情報に係る個人情報取扱事務の目的 | |

」に、

「電話番号」を「電話番号() - 」に、
「この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県教育委員会に対して異議申立てをすることができます。」を
「この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県教育委員会に対して異議申立てをすることができます。この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。」に

改める。

別記第4号様式中「電話番号」を「電話番号() - 」に、

「この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県教育委員会に対して異議申立てをすることができます。」を
「この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県教育委員会に対して異議申立てをすることができます。この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。」に

改める。

別記第5号様式中「電話番号 () - ()」を「電話番号 () - ()」に改める。
 別記第6号様式中「第19条第6項」を「第19条第6項(第7項)」に、「電話番号 () - ()」に改める。
 別記第8号様式中「第19条第7項」を「第19条第8項」に、
 「なお、この通知に係る開示決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県教育委員会に対して異議申立てをすることができ、開示を実施する日の前日までに異議申立てがないときは、開示されることとなりますので御承知ください。」
 「なお、この通知に係る開示決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県教育委員会に対して異議申立てをすることができ、開示を実施する日の前日までに異議申立てがないときは、開示されることとなりますので御承知ください。」
 また、この通知に係る開示決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。
 「電話番号 () - ()」を「電話番号 () - ()」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

別記第8号の2様式(第7条の2関係)

開示請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県教育委員会 印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、熊本県個人情報保護条例第19条の2第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

| | |
|------------------|-----------------------|
| 移送をした開示請求事案の内容 | |
| 移送した実施機関の担当課等 | (電話番号 () - (内線 ())) |
| 移送を受けた実施機関及び担当課等 | (電話番号 () - (内線 ())) |
| 移送をした日 | 年 月 日 |
| 移送をした理由 | |
| 備考 | |

(注) 本件開示請求については、移送を受けた実施機関において開示決定等を行うこととなります。